

3. 輪島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(輪島都市計画区域マスタープラン)

本方針は、輪島都市計画区域におけるおおむね 20 年後の都市の姿の基本的な方向を定めたものであり、立地適正化計画と併せて、都市施設の集約や居住誘導を図り、持続可能な都市の形成を目指すものである。

本都市計画区域の範囲及び規模は、次の通りである。

都市計画区域名	市町名	範囲	面積
輪島都市計画区域	輪島市	行政区域の一部	1,376ha

1) 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

輪島都市計画区域は、里山里海に代表される豊かな自然や先人が創り上げてきた文化と伝統、歴史的な街並みなどを活かしつつ、住民が郷土への愛着と生きがいを持ち、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを目指す。

また、多様な地域資源を保全・活用し、ひと・ものの交流が活性化する都市を目指し、まちづくりの基本テーマを「住民がつくる“あい”のまち輪島」とし、次の基本理念に基づき地域主体の持続可能なまちづくりを進める。

① 郷土への愛着と生きがいを持ち、安全・安心で快適に暮らせる集約型のまちづくり

今後の人口減少や少子高齢化が進む社会においても、住民が地域への愛着を持ち、子どもから高齢者まで誰もが生きがいをもって暮らせるように、快適で集約型のまちづくりを進めるとともに、地震・火災、風水害・雪害等に対するハード・ソフト両面での防災・減災対策の強化とともに、高齢者などの生活を支える公共交通の維持・充実などにより、地域住民が相互に支え合う安全・安心なまちづくりを推進する。

② 多様な地域資源の保全・活用による個性と活力あふれるまちづくり

世界農業遺産「能登の里山里海」の豊かな自然環境、伝統文化、歴史的街並み及び伝統産業などを保全・育成し、個性と活力にあふれる都市を形成するとともに、のと里山空港・能越自動車道などの交通ネットワークを強化し、輪島港マリンタウン等といった拠点の維持・充実により広域的な連携、交流を推進する。

③ 豊かな自然を活かした連携と交流による地域主体のまちづくり

地域住民や事業者、NPO、行政等の多様な主体が連携・協働し、豊かな自然を活かした観光の振興や空き家等の既存ストックを活かした移住・定住の促進のほか、コミュニティの持続・再生及び地域のつながりの形成により、いつまでも安心して暮らせる地域主体のまちづくりを推進する。

(2) 地域毎の市街地像

河井町一帯に配置する都市拠点を中心とした集約型の市街地の形成を図るとともに、都市拠点と珠洲方面、志賀方面、のと里山空港・穴水・金沢方面を連携する都市連携軸を位置づけ、広域連携によるまちづくりを推進する。

本都市計画区域におけるおおむね 20 年後の地域毎の市街地像は次に示す通りである。

① 市街地ゾーン

古くから開けた輪島の中心に位置する既成市街地は、輪島らしさを代表する生活や生業の場を現代的に継承していく居住ゾーンとする。

既成市街地の中心部は、都市拠点として居住や日常生活に必要な都市機能を誘導するとともに、各種のまちづくり制度やまちづくり条例の活用、まちづくりに対する意識啓発などにより、中心市街地の再生を行うとともに、輪島らしい魅力ある街並みの創出を行い、快適なまちづくり、周遊したくなるまちづくりを進める。

広域交流拠点となるマリンタウンについては、海や港を親しむことのできる空間や市街地の回遊を促進する拠点、新たな憩いや安らぎの場のほか、防災拠点としての整備により、安全で安心して暮らせる住環境の確保を図る。

② 農業ゾーン

市街地の周辺部は、農業ゾーンとして農村集落における快適な居住環境を保持するとともに、優良農地を保全・活用することにより、良好な景観を形成する。

③ 自然保全ゾーン

市街地に近接する森林は、市街地の眺望や住民の憩いの場として保全・活用し、市街地の領域を形成していく自然保全ゾーンとする。

袖ヶ浜海岸や鴨ヶ浦を含む輪島崎一帯は、輪島を代表する自然の水辺空間であり、今後とも保全・活用を図る。

2) 区域区分の決定の有無

本都市計画区域には、市街化区域と市街化調整区域との区域区分を定めない。なお、区域区分を定めないこととした根拠は、以下の通りである。

本都市計画区域は、既成市街地が形成されているなど都市の成熟性が高いが、過去 10 年間において人口・世帯数が減少するなど、都市の成長性は低い。

また、本都市計画区域では、これまでも市街地内での積極的な基盤整備の実施により、開発圧力を適正に市街地に誘導してきており、今後は立地適正化計画などの活用により集約型のまちづくりを目指すことから、無秩序な開発が進行する可能性は低い。なお、世帯分離等による宅地需要についても、これまで通り市街地内への誘導が可能である。

3) 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本都市計画区域では、これまで用途地域を指定しており、今後も用途地域の指定を継続しつつ、立地適正化計画にて用途地域を中心としたエリアを中心拠点として位置付け、都市施設を集約するとともに、居住誘導を図り、現行の都市サービス水準を維持した良好な市街地環境の形成を目指す。

① 主要用途の配置の方針

(商業・業務地)

ア) 中心商業地

既成市街地の河井町一帯を中心に広く中心商業業務地を配置し、漁業・漆器業・商業業務・観光関連業等の産業活動と住宅が共存する職住近接の環境を活かして、交流環境の維持・充実や中心市街地の街並みの保全・再生を図る。

イ) 一般商業地

一般商業地は、既成市街地に隣接する宅田地区の（都）本町宅田線沿道に配置し、沿道サービス型施設を適正に誘導することにより、快適で魅力ある生活環境の創出を図る。

(工業地)

既成市街地内で工業施設が点在する地域は、環境悪化の恐れが低い地場産業などの工場等と住宅との共存により、地域活力を維持するとともに、輪島にあった産業の促進を図る。

(住宅地)

ア) 既成の住宅地

既成市街地については、伝統的な住商共存の居住様式を活かした適切な密度の住宅地とし、地区に密着した産業や歴史・文化の環境を活かしつつ、空き家・空き地等の低未利用地の活用、道路・公園等の都市基盤の整備及び適切な維持管理・更新による居住環境の改善を図り、集約型のまちづくりを進めることにより移住・定住の促進を図る。

イ) 新たに開発すべき住宅地

マリンタウン住宅用地は、輪島市マリンタウン街並み景観形成基準を尊重し、ゆとりある区画形状と良好な居住空間を有する美しい街並みづくりを推進する。

② 土地利用の方針

ア) 主要用途の配置の方針

既成市街地内でみられる輪島塗の職と住が共存した地区では、古くから輪島の特徴的な景観を構成しており、特別用途地区を指定するなど、今後とも職住が近接した地区として保全と伝統産業の育成を図る。

イ) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地においては、建物の耐震化や不燃化を推進するとともに、空き家の利活用による生活環境の改善を図り、また一団のエリア毎に、景観条例やまちづくり協定書等によりきめ細かなルールを定め、アドプト制度などを積極的に活用することにより、住民が主体となった魅力あるまちづくりを進める。

農村集落では地域内において生活に必要な都市機能の確保・維持のほか、公共交通により市街地とのアクセスを確保し、集落の維持・活性化を図る。

ウ) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

輪島崎一带や史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地は、風土を継承する緑地として保全を図る。また、アドプト制度の活用により、道路沿線や公園、河川などの身近な緑地等においても環境美化を図る。

エ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

既成市街地から南部・東部に細長く伸びる平坦部の水田や畑地は、農業生産の基盤となる優良農地であり、周辺の樹林地等と一体となって本都市計画区域の田園景観を形成しているため、適正な住宅立地や産業立地のコントロールにより無秩序な市街化を抑制するとともに、田園景観の保全・活用を図る。

オ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震・津波、風水害・雪害及び土砂災害等の自然災害並びに大規模火災及び原子力災害等のさらなる災害リスクの低減に向け、各種ハザードマップを活用しながら、災害リスクの低い地域への居住の誘導を進めるなど、ハード・ソフトが一体となった防災・減災対策の強化を図る。

カ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地周辺の丘陵地や樹林地は、自然と共生するエリアとして、自然環境の保全に努める。

キ) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

農村集落や田園地域など地域の特徴を考慮して、建築物の適正規模への誘導を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設

a 基本方針

交通体系の整備の方針

本都市計画区域では、のと里山空港や能越自動車道の整備効果を最大限に活かし、交流促進に向けた基盤づくりを進め、一般国道 249 号、輪島道路等によって構成される「ダブルラダー輝きの美知（みち）」構想の実現により、広域交通のネットワーク化を図る。

また、輪島バイパス等により市街地の環状道路を形成し、市街地と周辺地域との連携の強化、バスなどの公共交通の維持・充実を図るとともに中心市街地においては無電柱化などにより歩行者・自転車に配慮した交通ネットワークを整備する。

さらに、旧輪島駅を利用した道の駅「輪島ふらっと訪夢」については、今後とも交通ターミナルとしての機能充実と交流拠点としての活用を図る。

b 主要な施設の配置の方針

(道路)

能越自動車道（(都) 能越自動車道線）、一般国道 249 号（(都) 稲屋稲舟線）を県内の都市を連絡する広域幹線道路として配置し、整備促進を図る。

また、市街地周辺に配置される一般国道 249 号（(都) 釜屋谷塚田線）や主要地方道輪島浦上線（(都) 小伊勢袖ヶ浜線）、(都) 本町宅田線等の幹線道路については、円滑な市街地交通を支える道路網として配置する。

特に、主要地方道七尾輪島線（(都) 河井町横地線）については、地域固有の文化、観光資源を活かした街路整備と沿道の街並み整備を一体的に進めることで歩行者の回遊性を高め、沿道商店街の新たなにぎわい創出を図る。

c 主要な施設の整備目標

本都市計画区域において、優先的におおむね 10 年以内に整備（着手を含む）することを予定する主要な施設は次の通りである。

	名 称	整備内容等
1・3・1	能越自動車道線 (能越自動車道)	一部
3・3・1	本町宅田線	一部
3・4・4	稲屋稲舟線 (輪島バイパス) (一般国道 249 号)	一部
3・4・6	河井町横地線 (主要地方道七尾輪島線)	一部

② 下水道及び河川

a 基本方針

ア) 下水道及び河川の整備の方針

(下水道)

公共下水道事業による整備はおおむね完了していることから、今後は合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、施設の耐震化やストックマネジメント計画の策定による効率的かつ適正な維持管理・更新を実施し、生活環境のより一層の向上と、河川等の水質保全に努める。

(河川)

河川の整備、保全の方針は、水害から地域の人々の生命及び財産を守るため、安全・安心な川づくりを推進するとともに、水と緑あふれる憩いの空間及び水辺空間の環境を保全・創出し、にぎわい・交流の場づくりを促進する。

イ) 整備水準の目標

(下水道)

公共下水道の整備はおおむね完了しており、適正な維持管理に努めるとともに、汚水処理施設の 2025 年度概成に向け、合併処理浄化槽の普及促進に努める。

b 主要な施設の配置の方針

(下水道)

公共下水道による整備区域は市街地及び周辺の集落地に配置しており、整備がおおむね完了している輪島処理区 (387ha) の適正な維持管理に努める。

③ その他の都市施設

基本方針

(廃棄物処理施設)

一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設を活用し、ごみの減量化・資源化推進による環境にやさしい循環型社会づくりを目指す。

(その他の都市施設)

供給処理、医療、教育等の都市施設については、市街地や地域の拠点といった公共交通の利便性が高い場所に誘導するなど周辺環境に配慮しつつ、広域的見地から適正な施設規模の検討と配置を行うものとする。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定等の方針

主要な市街地開発事業の決定の方針

奥能登地域の交通拠点にふさわしい、魅力ある快適な都市空間を形成するため、計画的な市街地の整備と中心拠点の整備を推進する。特に中心市街地では、地区特性を考慮しつつ、民間の資金、技術、経験などを活かし、低未利用地への都市機能の誘導や商業・業務機能の充実、建物の耐震化や不燃化による防災機能の向上、街路、公園等の公共施設の整備や公共施設の再編などにより、交流人口の拡大及び移住・定住環境の向上を図るとともに、地域資源を活かした魅力ある集約型のまちづくりを進める。

再生が必要な既成市街地においては、地域の特性を活かした輪島らしいまちなか居住を推進するとともに、安全、安心で活力ある集約型の市街地の再生・再構築を推進し、快適で良好な居住環境の形成を図る。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

a 基本方針

自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

市街地を囲む山林は、輪島の市街地の領域構造を明確にし、まちの生活や空間に安定感を与えている貴重な自然環境となっている。市街地の周辺では、これら山林や田園風景の保全を図るとともに、散策路の整備など市民が自然とふれあえる場として活用する。市街地では、街路樹による特徴ある緑豊かな街路空間の形成や公共施設の緑化を進めるとともに、寺社地内の緑や住宅地の緑化など、宅地内の緑を積極的に保全、創出する。

また、里山里海を守り、次世代に継承していくため、貴重な自然資源である森林、海岸、河川、農地等について、環境に配慮した河川整備、優良農地の保全等により、良好な自然環境の保全を図る。

b 主要な緑地の配置の方針

ア) 環境保全系統

市街地周辺の丘陵地や段丘の樹林地は、自然と共生するエリアとして二次林の維持管理、自然林の保護などにより保全を図る。また、市街地周辺に広がる田園は、都市的土地利用との混在を防ぎ、計画的な土地利用を行うとともに、農用地については良好な状態の維持を図る。

貴重な生物が生息・生育する河川については、都市にうるおいを与える親水空間として活用するとともに、水辺環境の維持、整備に努める。

このほか、輪島崎一带や鳳来山公園、史跡と一体となった緑地、社寺境内の樹林地は、風土を継承する緑地として保全を図る。

イ) レクリエーション系統

市街地では、将来の都市発展に応じて身近に利用できる街区公園や地区公園等を適正に配置する。また、多様なレクリエーション拠点の充実を図るため、マリントウンや一本松総合運動公園の整備を推進する。

このほか、河川沿いや市街地では、歴史や文化を活かして歩道や散策路、ポケットパーク等の整備を図る。

ウ) 防災系統

市街地周辺の丘陵地や段丘の斜面の樹林地は、自然災害の防止を図る緑地として、その周辺も含めて樹林地の保全や緑化を図る。また、幹線道路沿道や河川沿いでは、避難路の確保のため歩道や街路樹の整備、沿線宅地の緑化に努める。

既成市街地では、市街地周辺部に避難地、災害復旧、救援の拠点となる公園・緑地の配置を図る。

エ) 景観構成系統

本市全域を対象として景観計画が策定されており、それを踏まえた景観形成を推進する。段丘や丘陵の樹林地は、里山の自然景観として保全を図り、輪島崎一帯の袖ヶ浜海岸では、里海的环境美化を図る。また、市街地周辺では、田園と集落及びその背景となっている丘陵地の樹林と一体となった景観の形成を図る。

中心市街地では、漁業・漆器業・商業業務・観光関連業等の産業活動と住宅が共存する輪島らしい交流環境や街並みの美観向上に資する緑地を配置する。

また、幹線道路や主要河川は、景観軸として周辺の景観との調和のとれた街路樹や河川環境の保全、整備に努める。